

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

1. 弊社ホテル(AJ1 HOTEL)が宿泊者様との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、本約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項につきましては、法令、又は、一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 弊社ホテルが、法令、及び、慣習に反しない範囲での特約に応じた際は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

1. 弊社ホテルに宿泊契約の申し込みをされるお客様は、次の事項を弊社ホテルに申し出て頂きます。
 - (1) ご宿泊者様氏名
 - (2) 宿泊日、及び、到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他、弊社ホテルが必要と認める事項
2. ご宿泊者様が、宿泊中に前項(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊社ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、弊社ホテルが前条のお申し込みを承諾したときに成立するものとし、但し、弊社ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(例：3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度とする、弊社ホテルが定める申込金を、弊社ホテルが指定する日までにお支払い頂きます(デポジット - 前受け金制度)。
3. 申込金は、まず、宿泊者様が最終的にお支払い頂くべき宿泊料金に充当し、第6条、及び、第8条の規定を適用する事態が生じた時は、キャンセル料、次いで賠償金(何らかの損害が発生した場合)の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還致します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により弊社ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとし、但し、申込金の支払期日を指定するにあたり、弊社ホテルがその旨を宿泊者様に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しない事とする特約】

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、弊社ホテルは、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じる事があります。
2. 宿泊契約の御申し込みを承諾するにあたり、弊社ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び、当該申込金の支払期限を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱い致します。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

弊社ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊(予約を含む)契約の締結を拒む事ができるものとします。

- (1) 宿泊のお申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により、客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊の申し込みをされるお客様が、暴力団・暴力団関係団体、及び、その関係者、その他反社会勢力、及び、その関係者であると弊社ホテルが判断した時。
- (4) 宿泊されるお客様が、宿泊に関し、又は、弊社施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他のご利用者様に著しく迷惑を及ぼす行為、その他、法令、又は、公序良俗に反する行為をする恐れがあるとき。
- (5) 宿泊しようとするお客様が、薬物の影響、泥酔、その他の原因により、ご本人の安全確保が困難であるか、又は、他のご利用者様に危険、恐怖感、もしくは不安感を与える恐れがあるとき。
- (6) 宿泊しようとするお客様が伝染病に関連している事が明らかなき時。
- (7) 弊社ホテルが、宿泊に関連して、合理的な範囲を超えるサービスの提供を求められたとき。
- (8) 弊社ホテルが、天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊の申込みに応じられないとき。
- (9) 宿泊しようとするお客様が東京都旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。

【宿泊者様の契約解除権】

第6条

1. 宿泊者様は、弊社ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 弊社ホテルは、宿泊者様がその責めに帰すべく事由により宿泊契約の全部、又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により、弊社ホテルが申込金の支払期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いより前に、宿泊者様が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第1に掲げるところにより、キャンセル料を申し受けます。但し、弊社ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊者様が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、弊社ホテルが宿泊者様に通知した時に限ります。
3. 弊社ホテルは、宿泊者様からご連絡を頂かない状態で、宿泊日当日の18時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になってもご到着が確認できない場合、その宿泊契約は宿泊者様により解除されたものとみなして処理することがあります。

【弊社ホテル契約解除権】

第7条

1. 弊社ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊者様がすでに弊社ホテルの利用を開始した後であっても、弊社ホテルに何ら賠償責任も生じることなしに、無条件で直ちに宿泊契約を解除することができるものとします。
 - (1) 宿泊予定のお客様、及び、宿泊者様が、暴力団・暴力団関係団体、及び、その関係者、その他反社会勢力、及び、その関係者であると弊社ホテルが判断したとき。
 - (2) 宿泊者様が、宿泊に関して、又は、弊社ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持、もしくは、使用、他のご利用者様に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令、又は、公序良俗

に反する行為を行ったとき(過去に行ったことが判明した場合を含む)、
または、行なう恐れがあるとき。

- (3) 宿泊者様が、薬物の影響、泥酔、その他の原因により、ご本人の安全確保が困難であるか、又は、他のご利用者様に危険、恐怖感、もしくは、不安感を与えたとき、又は、与える恐れがあるとき。
 - (4) 宿泊者様が伝染病に感染していることが明らかなきとき。
 - (5) 弊社ホテルが、宿泊に関連して、合理的な範囲を超えるサービスの提供を求められたとき
 - (6) 弊社ホテルが、天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、お客様を宿泊させる事が出来なくなったとき。
 - (7) 宿泊者様が東京都旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。
 - (8) 宿泊者様が、施設内での喫煙、発火性、又は、引火性物品の施設内への持ち込み、消防用設備等に対するいたずら、その他、弊社ホテルが定める利用規則のうち、火災予防に関する規定に違反したとき。
2. 弊社ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊者様が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

【宿泊の登録】

第8条

1. 宿泊者様は、宿泊当日、弊社ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。
 - (1) 宿泊者様の氏名、住所、及び、連絡先電話番号
 - (2) 外国籍の宿泊者様の場合、国籍、旅券番号、入国地、及び、入国年月日
 - (3) 出発時、及び、出発予定時刻

(4) その他、弊社ホテルが必要と認める事項

なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、ご宿泊の目的の達成に必要な場合においてのみ利用するものとし、当該目的以外に使用する事は一切ございません。

2. 宿泊者様が第12条の料金のお支払いを、宿泊券、クレジットカード、及び、電子決済等、日本の法定通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらをご提示いただきます(弊社での取扱いがない決済代行システムの場合、お断りする可能性がございますので、その場合はご了承ください)。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊者様が弊社ホテルの客室を使用できる時間は、14時から翌朝11時までとします。但し、連続してご宿泊される場合においては、到着日、及び、出発日を除き、終日使用することができます。
2. 弊社ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります(レイトチェックイン・アウト - 入退時間の延長)

(1) チェックアウトタイム以降の利用

- ① 15時まで 室料金の30%
- ② 18時まで 室料金の50%
- ③ 18時以降 室料金の全額

(2) チェックインタイム以前の利用

- ① 7時まで 室料金の全額
- ② 7時以降 14時まで 弊社ホテルが規定した追加料金

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊者様は、弊社施設内においては、弊社ホテルが定め、ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

1. 弊社ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、1階の珈琲館に関する詳しい営業時間やメニュー等につきましては、フロント、又は、店舗まで直接ご確認下さい。 珈琲館 浅草店 (03) 3843-1151 [【公式】珈琲館 浅草店 | 浅草 カフェ | \(kohikan.jp\)](#)

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：

- ① 門限 24時間
- ② フロントサービス 7時～22時
- ③ 無料飲料ディスペンサー 24時間
- ④ ランドリーの利用 24時間

(2) 弊社ホテルでは、基本的に飲食等のサービス提供は行っておりません。

- ① 出前のご注文は可能です（客室設置タブレットを参照下さい）。
- ② 客室設置タブレットに提示されていないその他の飲食サービスのデリバリー・出前に関しては、随時フロントまでご相談下さい。
- ③ 飲食物の客室への持ち込み等は可能です（但し、上記第7条1項8号に抵触するものはその範囲外とします）。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、客室設置タブレット、又は、他の適当な方法を以ってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条

1. 宿泊料金等の支払いは、日本国法定通貨、又は、弊社ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者様の出発の際、又は、弊社ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
2. 弊社ホテルが宿泊者様に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【弊社ホテルの責任】

第13条

1. 弊社ホテルは、宿泊契約、及び、これに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊者様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが弊社ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 弊社ホテルは、消防法等に定められた消防設備点検、及び、防火対象物定期点検を毎年実施しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

第14条

1. 弊社ホテルは、宿泊者様に契約した客室を提供できないときは、宿泊者様の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設の斡旋に努めるものとしします。
2. 弊社ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、キャンセル料相当額の保証料を宿泊者様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。 但し、客室が提供できないことについて、弊社ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

【寄託物等の取り扱い】

第15条

1. 宿泊者様がフロントにお預けになった物品、又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、弊社ホテルはその損害を補償します。 但し、現金及び貴重品については、弊社ホテルがその種類、及び、価格の明告を求めた場合であって、宿泊者様がそれをおこなわなかったときは、弊社ホテルは10万円を限界としてその損害を賠償します。
2. 宿泊者様が、弊社ホテル内にお持ち込みになった物品、又は、現金並びに貴重品であってフロントにお届けにならなかったものについては、弊社ホテルの故意、又は、過失、毀損等の損害が生じたときは、弊社ホテルは、その損害を賠償します。 但し、宿泊者様からあらかじめ種類、及び、価格の明告がなかったものについては、弊社ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として弊社ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊者様の手荷物、又は、携帯品の保管】

第16条

1. 宿泊者様の手荷物が、宿泊に先立って弊社ホテルに到着した場合は、その到着前に弊社ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊者様がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊者様がチェックアウトした後、宿泊者様の手荷物または携帯品が弊社ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、弊社ホテルは、該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊者様の手荷物または携帯品の保管についての弊社ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

【宿泊者様の責任】

第17条

宿泊者様の故意または過失により弊社ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者様は弊社ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

【免責事項】

第18条

弊社ホテルからのコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任において行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、弊社ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に弊社ホテルが不適切と判断した行為があり、これにより弊社ホテルおよび第三者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償して頂きます。

別表 第1

宿泊料金の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項関係)

	内訳	
基本宿泊料	① 室料 ② 外部発注料金の立替（飲食代等） ③ サービス料 [(①+②) ×10%] ④ その他の利用料金 ⑤ 消費税	
宿泊税	宿泊料金（1人1泊）	税率
	10,000円以上15,000円未満	100円
	15,000円以上	200円

※ 詳細：[宿泊税 | 税金の種類 | 東京都主税局 \(tokyo.lg.jp\)](http://tokyo.lg.jp)

別表第1に関する補足

基本宿泊料とは宿泊者様が予約時に受託した室料・その他すべてを含む提示金額となります。

別表 第2

お取消料（第6条2項関係）

ご予約のお取消し日	ご予約いただいたお部屋数		
	個人 <u>1部屋以上</u>	団体 2部屋以上 5部屋以下	団体 6部屋以上 (貸切含む)
不泊	基本宿泊料の100%	基本宿泊料の100%	基本宿泊料の100%
当日	基本宿泊料の100%	基本宿泊料の100%	基本宿泊料の100%
前日	基本宿泊料の50%	基本宿泊料の100%	基本宿泊料の100%
10日前		基本宿泊料の50%	基本宿泊料の80%
20日前		基本宿泊料の10%	基本宿泊料の50%
30日前			基本宿泊料の10%

別表2に関する補足

1. 弊社ホテルの定めた特定日および1日全館貸し切り (Whole house reserved for private use) の団体に関しましては、別途お取消料が発生する場合がございます。
2. お取消料は、団体全体の取り消しではなく、部分的な取り消しや減室の場合にも適用されます。

ホテルの利用規則

弊社ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故につきましては、弊社ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、弊社ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室設置タブレット及び客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
2. 宿泊約款、および、ホテル利用規約をお読みください。
3. 本施設は全館禁煙となります。
4. 客室内では火災の原因になるような行為をなさらず、また、暖房用、炊事用などの下記を使用なさらないで下さい。
5. 次の物品は、他のお役様の迷惑になりますので、お持ち込みにならないようお願い申し上げます。
 - (1) 動物、鳥類
 - (2) 火薬、揮発油、その他発火、引火性のもの
 - (3) 悪臭を発するもの
 - (4) 常識的な量を超える物品
 - (5) 許可のない鉄砲、刀剣、その他法令で所持を禁じられているもの

・ホテル内の電気系統に障害を及ぼす恐れがあるものについては、ご使用をお断りいたします
6. ご滞在中お部屋から出られるときは、施錠をご確認ください。在室中や特にご就寝の時は、ドアの掛け金をお掛けください。訪問者がございます場合

は、ドア・スコープで訪問者を確認なさるか、掛け金をかけたままドアを半開きにしてご確認ください。

7. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。
8. 客室は宿泊以外の目的に使用にならないで下さい。
9. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室内のセーフティーボックスをご利用いただくようお願い致します。 セーフティーボックスおよびホテルフロントサービスをご利用いただかないで、万一紛失、盗難事故等が発生した場合、弊社ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、弊社では一切の責任を負いかねます。
10. 暴力団・暴力団関係団体またはその関係者、その他反社会的勢力およびその関係者等の弊社ホテルのご利用はお断りいたします。 また、ご予約後、あるいは、ご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でのご利用をお断りいたします。
11. 暴行、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求、および、これに類する行為が認められた場合は、直ちに弊社ホテルの利用はお断りいたします。
12. 泥酔、乱暴な言動等、他の宿泊者様に迷惑を及ぼし、また、及ぼす恐れのある行為をなさらないで下さい。
13. 賭博、その他、風紀を乱す行為はなさらないで下さい。
14. 施設内の諸設備、諸備品などを許可なく移動なさらないで下さい。
15. 室内着(寝巻)・スリッパ等にて、廊下・ロビー等客室以外の施設をご利用なさらないで下さい。
16. 館内で許可なく他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさらないで下さい。
17. 館内外の諸施設、備品の損傷、紛失につきましては、実費を申し受けます。
18. 客室内に残された物品で弊社ホテルにおいてお客様がお捨てになったと判断したものは、弊社ホテルの内規に従って処分させていただきます。

19. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。勝手ながら、所定の税金のほか、お勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけは、ご辞退申し上げます。
20. 弊社ホテルは、弊社ホテルの定めるところにより、宿泊料金の前払い、または預託金を申し受けることがございます。宿泊料及び各種オプションのご利用の対価が前記前払金または預託金の額を超えた場合には、フロント会計から勘定書の提示を致しますので、その都度、お支払いください。なお、勘定書の提示にかえ、またはこれと同時に前払金、または預託金の増額をお願いする事がございます。
21. ご出発の際は、フロント会計にてご精算をお願い致します。

保安・防災のご案内

客室に関する保安には十分に目を配っておりますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

1. お部屋から出られる場合は、施錠をご確認ください。
2. 御相室中は、ドアの留め金をお掛けください。
3. ご滞在中の現金・貴重品の保管には、客室内のセーフティーボックスをご利用ください。

弊社ホテルの建物は自身にも十分耐えうる安全な耐震構造とともに、最新の防災・防犯設備を備え、お客様の安全確保を図っております。

以下の頁は“万一”の時の為に最小限これだけは知っておいていただきたい事柄をまとめております、お休み前のひと時にご一読くださるようお願い申し上げます。

なお、本施設は全館禁煙となります。

非常口の確認をご確認ください

1. 客室設置タブレット及びお部屋のドアに図示したフロア図面を掲示してありますのでお確かめください。
2. 各室、2方向の非常経路がございます。1つはお部屋のドア左側の階段、もう1つはお部屋のカーテン奥の窓がございます(避難はしご)。
3. お体の不自由は方、又は特にご高齢の方は、フロントへご連絡ください。

火災などで避難が必要な場合

1. 全館に非常ベルが鳴ります。
2. 避難が必要な場合はホテルの係員が誘導に当たりますので、落ち着いて指示に従ってください。 避難が必要な場合、エレベーターは停止致しますので絶対にご使用なさないで下さい。 非常口から避難階段(各室出口左側階段)を1Fまで降りて頂きましたら、消防士がお客様を安全な場所へ誘導いたします。
3. 弊社ホテルでは24時間常時スタッフが待機しております。 夜間の消防隊に関しましては、管轄の消防署が即座に対応致します。 落ち着いてホテルの係員の指示に従って行動して下さいますようご協力お願い申し上げます。
4. 避難場所は原則、隅田公園として、浅草寺又は浅草小学校を一時避難所と定められておりますが、状況に応じて変更することがあります。

保安・防災のご案内

もしも火災に気が付かれた場合

1. フロントまでお知らせください。直ちにお部屋に駆け付けます。
2. どんな小さな火煙でもタブレットからフロントまでお知らせください。火災になると各種探知機が働き、防災センターで掌握できるようになっております。お部屋で連絡できないときは各階にある火災報知器のボタンを押し防災センターにお知らせください。
3. 火災時、お部屋から出る際は延焼防止と煙の拡散防止の為ドアを必ずお閉め下さい。お部屋の鍵、濡れタオル等をお持ちください。煙の出ているときは、お持ちのタオル等で口を覆い、姿勢を低くして避難して下さい。
4. 一度避難されてから貴重品などを取りにお部屋に戻ることは危険ですから絶対にお止めください。

地震の場合

1. 弊社ホテルは阪神淡路大震災・東日本大震災クラスの地震にも十分耐えられる耐震構造で作られておりませので、ご安心ください。心配されることは地震後の「混乱」（パニック）及び「火災」です。
2. 地震が起きてもホテルの建物の中は屋外に比べ安全です。窓から離れ、身を守るようご注意下さい。
3. 揺れが収まりましたら、ドライヤー、電気カミソリ等の電気プラグはすぐコンセントより抜いてください。弊社ホテルスタッフの指示に従って冷静に行動して下さい。
4. 地震に際してはエレベーターには絶対に乗らないで下さい。

東海地震警戒警報宣言が発令された場合

弊社ホテルスタッフでお知らせします。同時に対策本部を設置し、交通機関の最新情報その他のご案内を致します。警戒宣言発令後もホテルの営業を続ける予定ですが、状況により、営業を縮小または停止する場合があります。